

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

令和 5 年 10 月 21 日  
内閣府政策統括官  
（経済安全保障担当）

今般、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（案）について、下記のとおり、御意見を求めます。

## 記

### 1. 御意見募集期間

令和 5 年 10 月 21 日（土）から令和 5 年 11 月 19 日（日）まで（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 2. 御意見募集対象

- ・ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（案）

### 3. 御意見提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### ○ ウェブサイトの場合

以下の URL より送信可能です。

[https://form.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/opinion-0012.html](https://form.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/opinion-0012.html)

#### ○ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： keizai-anp-suishin.h5t\_atmark\_cao.go.jp

内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※判別のため、件名は【経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（案）への意見】として下さい。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、ウェブサイトによる提出を御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。また、同様の理由により、電子メールを利用して提出する場合は、意見をファイルに添付して提出することはできません（添付ファイルは開封できません。）。電子メール本文に直接意見を記載いただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1－6－1  
内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項

- ・ 提出していただく御意見は、日本語に限ります。
- ・ 個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・ 御意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付して下さい。
- ・ それぞれの御意見には、当該意見の対象である「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（案）」の条番号等を記載して下さい。
- ・ なお、お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきますが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。